

# 大阪府人権福祉施設連絡協議会

## 第 2 回役員会 会議資料

➤ 2017 年度人施連主催研修 アンケート集約.....	1
➤ 要請文書.....	4
➤ 2017 年度分担金収入状況について（請求様式）.....	7
➤ 隣保事業士資格認定認定講習.....	8
➤ 第 54 回全国隣保館隣保館館長研修会開催要項.....	13
➤ 第 54 回全国隣保館職員近畿ブロック研修会 開催要項.....	22

2017.07.05



大阪府人権福祉施設連絡協議会

## 2017年度人権連主催研修 アンケート集約

2017年度 大阪府人権福祉施設連絡協議会

# 新任職員研修会 アンケート集約

日時: 2017年6月27日(火) 13:00~17:00 (新任職員研修会)  
場所: 東大阪市荒本人権文化センター

アンケート回答総数 18人(94%) / 19人(全体)

### (1) 所属するブロックについて

	市内	北摂	河内	泉州	計
回答数	2	7	5	4	18
%	11.1%	38.9%	27.8%	22.2%	100.0%

### (2) 配属状況について

	新任 (3年未満)	転任	その他	計
回答数	15	0	3	18
%	83.3%	0.0%	16.7%	100.0%

### (3) 現在の役職と仕事内容について (複数回答)

	館長	指導職員	その他	計
回答数	1	4	13	18
%	5.6%	22.2%	72.2%	100.0%

仕事内容	回答数	%
ホームページ作成	1	3.2%
施設管理	1	3.2%
総合生活相談	8	25.8%
啓発・広報活動	6	19.4%
まちづくり支援	1	3.2%
子ども学習支援・居場所	2	6.5%
講習・講座・事業立案	5	16.1%
事務	3	9.7%

庶務	3	9.7%
交付金事務	1	3.2%
その他	0	0.0%
計	31	100%

#### (4) 講演「隣保事業の歴史と 福祉と人権のまちづくりを目指す隣保館活動」について

	よく理解 できた	理解できた	どちらとも いえない	あまり理解 できなかった	まったく理解 できなかった	計
回答数	14	3	0	0	0	17
%	82.4%	17.6%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

#### その理由(具体的に)

##### (よく理解できた)

- ・歴史から今までの社会的な流れ等をわかりやすく教えていただきました。とても刺激的な内容ばかりでした。
- ・隣保館の役割を改めて知ることができた。
- ・説明がわかりやすかったです。これから総合相談員としてやっていく上でもっと学んでいかないと感じました。
- ・わかりやすい表現や事例により理解しやすかった。
- ・実際に隣保事業に携わってこられた上でのお話でしたので、納得できる部分が多く、様々な事例の本質を教授いただきありがとうございました。
- ・歴史的な背景からご自身の経験をもとに話してくださったので、とてもわかりやすかった。知らないまま業務にあたっていることも多く、ベーシックな部分を教えてもらって勉強になった。
- ・隣保館の職員が担うべき役割、特に相談分野や地域での役割について、よく知ることができた。
- ・江戸～明治にかけての部落問題認識について新たな側面を知ることができたり、今後の隣保館事業として地区内外の交流の重要性など、隣保館配属の職員としてやっていく上で、学ぶものが非常に多かったです。
- ・わかりやすい。
- ・元市役所の職員とあって、今後仕事をしていく上で、とても参考になった。私は隣保館の職員ではないが、国からの補助金交付事務等を取りまとめているので、今までの歴史等理解した上で、今後は事務をしていこうと思いました。
- ・言葉がわかりやすかった。
- ・大変わかりやすく色々と考えさせられました。今後も色々勉強して、実践していきたいです。
- ・無回答(2)

##### (理解できた)

- ・自分が持っている知識が少ないために今までよく理解できていなかったが講師の説明で理解できた。また、テキストや教師から教えられてきた内容とは違って納得のできる講義だった。
- ・講義の内容が興味深く説明が具体的でわかりやすかった。
- ・歴史から隣保館の役割などすごくわかりやすかったです。法律が新たにでき、改めて隣保館の役割、自分の役割、大切さを再確認できました。

■次回以降の研修に向けて、取り入れてほしい内容・分野、工夫すべき点があれば。

(記述回答)

- ・精神病患者の人権問題。ストレスにより、発病する人が増えているため、回復者の体験等。
- ・フィールドワークと講義が良いと思います
- ・フィールドワーク
- ・今回の研修で触れられていた隣保館を通して、地区内外の交流、啓発について具体的に知りたいです。
- ・人権総合相談の具体例を紹介してほしい。アセスメントの見つけ方などを学べる講義を受講したい。
- ・無回答(13)

■今回の研修の日程・経費・運営面等における全体的な感想について、ご意見をお聞かせください。

(記述回答)

(日程面)

- ・はじめは時間が長いと思っていましたが、適度な休憩と充実した内容の研修のおかげで、逆に学ぶことが多くとても良かったです。
- ・講義4時間は長く感じた。集中力がもたないです。講義とフィールドワーク等を組み合わせた方が良いと思います。

(全体的な感想)

- ・内容の充実した研修だと思いました。また、受講したいです。
- ・配属されて、まだ2ヵ月で隣保館事業についての歴史、事業等の理解ができてよかったと思います。ありがとうございました。
- ・歴史を聞いた上で、部落差別解消法の話聞いて、より深く理解できたと思います。
- ・興味深い内容でおもしろかった。
- ・講師の先生、内容ともに非常に良かったと思います。
- ・隣保館の役割について理解できた。
- ・来るときに迷子になり職員さんに迎えに来てもらいました。本当にありがとうございました。研修の内容も濃いものだったので楽しく聞かせていただきました。
- ・4時間が思った以上に短く感じました。ありがとうございました。
- ・無回答(8)

全 隣 協 発 第 1 8 号  
2 0 1 7 年 6 月 2 1 日

大阪府知事 松井 一郎 様

全国隣保館連絡協  
会長 川 崎 正



大阪府人権福祉施設連絡協  
会長 松 下



地方改善事業費補助金及び地方改善施設整備費補助金【隣保館】  
2018（平成30）年度予算と国庫補助金制度の存続についての要望

貴職におかれましては、日頃より人権・同和問題の解決にご尽力頂いておりますことに、深く敬意を表します。また、全国隣保館連絡協議会（以下：全隣協）の運営及び隣保館事業に対し、ご支援とご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

さて、昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立、施行されました。この法律は、部落差別の存在を公的に認知し、その解消に向けた取り組みを国や地方公共団体に求めています。同和地区にある隣保館は、これまで「同和問題解決の第一線行政機関」として全力を挙げて取り組んでまいりました。今後とも長年の実績を生かし、広いエリアを対象とした福祉の向上と人権啓発・交流の開かれたコミュニティセンターとして飛躍する所存でございます。

そのための、隣保館施設並びに運営に係る補助制度は、関係各位のご尽力をいただき、現在も隣保館関係補助金の存続が保てられています。しかしながら、引き続く地方財政窮乏の下で、この補助制度が廃止されれば、隣保館の廃止や事業縮小の動きが加速され、これまで隣保館活動で培ってきた人権行政の成果が大きく損なわれることを憂慮しているところでございます。施設整備においては、全国の隣保館のうち約4割の施設が老朽化し、耐震に不安を抱えています。また、昨年4月から施行されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨からも、隣保館が障害者や高齢者が利用しやすいものとして引き続きご尽力をお願いいたします。

長引く不況の下で、とかく国民の中には無気力感や脱力感が蔓延しているやに言われていますが、一方ではそれははねのけ、超えていく力を国民は持っています。相次ぐ震災や水害で隣保館が避難所となって生活再建の支えとなり、福島原発の避難者を受け入れている地域では、隣保館が中心となって日常生活におけるさまざまな相談にあたるなど、地域防災の強化と「人と人のつながり」の構築による安心・安全なまちづくりを進めてまいりました。“地域から活気を呼び起こす”その起爆剤として、さらに全国の隣保館が飛躍することを改めてお誓いします。

一方、「人権文化豊かなまちづくり」を目指す私たちの願いを逆なでするかのような事態が相次いでいます。眼を覆いたくなるようなネット上の書き込みや「全国部落調査（復刻版）」など、悪質、確信犯的な人権侵害。法律成立後も続くヘイトスピーチ行為は、まさに、人権尊重を願う国民全体に対する挑戦であり、早急の対応はもとより、法的規制の必要性を改めて願うところであります。

全国821館の隣保館は、歴史的・社会的に形成された部落問題を速やかに解決するという所期の目的達成に邁進するとともに、誰もが安全で安心して暮らしていけるまちづくりに向けて、さらなる飛躍を心がけることをお誓いいたします。

貴職には、これまでの多難な状況の下において、隣保館の役割と効果を斟酌され補助制度存続について多大なご尽力をいただきました。お礼申し上げますとともに、改めて、私どもの考え方【存続を必要とする理由】をご賢察頂き、2018（平成30）年度以降におきましても、隣保館運営費並びに施設整備費等が存続されますよう、引き続きご尽力とご支援をお願い申し上げます。

## 【存続を必要とする理由】

### 1. 地域改善対策協議会意見具申

隣保館事業は、1997（平成9）年度に特別対策から一般対策に移行しましたが、これについて、1996（平成8）年5月の地域改善対策協議会意見具申では、「一般対策への移行が、同和問題の早期解決を目指す取組みの放棄を意味するものではなく、部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」とし、「隣保館について、周辺地区を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、今後一層発展していくことが望まれる。地域の実態把握や住民相談といった基本的な機能に加え、教養文化活動の充実や地域のボランティアグループとの連携など地域社会に密着した総合的な活動を展開し、さらにこれらの活動を通じて日常生活に根ざした啓発活動を行うことが期待される」としています。また1996（平成8）年7月の閣議決定においても「一般対策への移行については、今日なお残されている事業課題、地方公共団体の財政状況、これまでの施策の成果に支障をきたさないこと等を考慮すること」とされています。

### 2. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本計画

2000（平成12）年12月に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の基本計画において、「社会福祉施設である隣保館においては、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進する」としています。

### 3. 今後の隣保館の役割

- (1) 依然として部落差別が現存する今日において、隣保館は人権に関わる相談事業や啓発活動等を通して、その解決に向けた取組みを積極的にしていく必要があるとともに、隣保館が地域福祉の推進やさまざまな人権課題の解決のための各種事業を総合的に取り組んでいく役割はますます大きくなるものと考えます。
- (2) 2011（平成23）年度社会福祉推進事業で行われた、「今後隣保館が取り組むべき地域福祉課題を明らかにする実態調査」において、同和地区における低所得の実態をはじめ、独居高齢者世帯や母子世帯の高率化傾向、高校進学率に依然として格差がみられるなど、生活支援の取組みが引き続き必要であることを示しています。また、周辺地域も高齢者世帯の増加など困難が集積されており、今後ますます隣保館が身近な相談施設として、また地域福祉の推進施設としての機能が一層求められています。

### 4. 国庫補助金の一般財源化に伴う課題点

- (1) 同和問題解決の拠点となる隣保館は、地域により偏在があるため、全国一律に一般財源化すべきものとして取り扱うものでなく、補助金により、必要とされる地域には積極的に事業が推進されるよう、配慮が必要な性格を持つものと考えます。
- (2) 隣保館関係の国庫補助金の一般財源化は、同和問題の解決をめざして、これまで積み上げてきた成果を損なう問題をはらみ、地域福祉の推進と人権課題の解決に向け、今後ますます期待されている隣保館の活動に、大きな制約をかけるものと考えます。
- (3) 2002（平成14）年8月に施行された「隣保館設置運営要綱」は、国において運営費等について予算措置をする隣保館の事業等について定めたものであるため、引き続き補助金として存続すべきと考えます。

### 5. 部落差別解消にむけた国と地方の責務の明確化

「部落差別の解消の推進に関する法律」における具体事業の推進の大きな目的を、隣保館が有していること。

以上

大阪府知事 松井 一郎 様

全国隣保館連絡協  
会長 川崎 正



大阪府人権福祉施設連絡協  
会長 松下



### 研修会開催のご協力と隣保館職員の研修会参加についての要望

貴職におかれましては、人権行政推進に向けて日夜邁進のことと存じており、敬意を表します。また平素から、隣保館並びに隣保館連絡協議会の活動にご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立、施行されました。この法律は、部落差別の存在を公的に認知し、その解消に向けた取り組みを国や地方公共団体に求めています。同和地区にある隣保館は、これまで「同和問題解決の第一線行政機関」として全力を挙げて取り組んでまいりました。今後とも長年の実績を生かし、広いエリアを対象とした福祉の向上と人権啓発・交流の開かれたコミュニティセンターとして飛躍する所存です。

そのため、隣保館職員の一層の資質向上とスキルアップが必要となっており、隣保館連絡協議会では、各種の相談をはじめ住民ニーズに応えられる職員の育成に向けて、各種の研修会や研究活動を実施してきたところです。

つきましては、今後とも隣保館活動が飛躍、発展するための研修会充実に向けて、以下の通り要望しますので、よろしくご配慮いただきますようお願いいたします。

#### 記

1. 全国隣保館連絡協議会に納めていただいている研修負担金は、隣保館職員の資質向上とスキルアップのための研修会を企画・実施するための生命線ともいえるものであり、引き続き格段のご配慮をお願いします。
2. また従来、研修会負担金は、全国隣保館長研修会（隔年実施）とブロック職員研修会（宿泊）開催のためにのみ執行されてきましたが、2009（平成21）年度より、それだけでの予算執行をあらため、多くの職員が研修機会を確保できるよう、相談事業実務研修や各種制度研修会など、ブロック協議会単位で企画する他の研修会経費に充てることを可とし、「より効果的な予算活用」を進めてきたところでございます。引き続き、ご理解をお願いいたします。
3. 2007（平成19）年度から、隣保館運営費の補助対象科目に、「社会調査及び研究事業の充実」（1館あたり10万円を上限から2017年度は20万円）が追加され、ましたが、これは隣保館職員が各種研修会に参加しやすい条件整備を趣旨としたものであり、当初予算で反映できるようご配慮願います。

以上

2017年度分担金収入状況について（請求様式）

人施連発第 号

2017 根 7 月 日

様

大阪府人権福祉施設連絡協議会

会 長 松 下 亨

2017 年度 大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金について

（依頼）

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃の当協議会に対するご協力・ご支援に深く感謝いたします。

さて、標題のとおり 2017(平成 29)年度分担金の請求書を送付いたします。

つきましては、組織運営にご配慮いただき、下記要領にてご納入くださいますようよろしくお願い申し上げます。敬具

記

1. 分 担 金 別紙請求書の通り
2. 納入期限 2017 年 8 月 7 日
3. 振 込 先 金融機関 大阪信用金庫 住吉支店（店番 041）  
口座番号 普通預金 0 1 2 8 5 4 3  
口座名義 大阪府人権福祉施設連絡協議会  
会 長 松 下 亨

以上

<お問い合わせ>

大阪府人権福祉施設連絡協議会事務局（担当：平松）  
〒542-0012 大阪市住吉区帝塚山東 5 丁目 6 番 15 号  
住吉隣保事業推進センター 1 階  
公益財団法人 住吉隣保事業推進協会事務所内  
電話：06-6674-3750 / Fax:06-6674-3700



2017(平成29)年度 受講案内

# 「隣保事業士」資格認定講習

隣保館で実施してきた相談事業をはじめ様々な活動は、これからの日本社会における地域福祉の推進と人権尊重のまちづくりのモデルとなるものです。

この講習を通して、隣保事業の必要な専門性を向上させ、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、「隣保事業士」として養成することにより、広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的としています。

**日 程** 2017年9月12日(火)～9月16日(土)

**場 所** 兵庫県 芦屋市立上宮川文化センター

**受講料** 40,000円 **定 員** 50名

**隣保事業士とは**

隣保事業の歴史をもとに、隣保館設置運営要綱(厚生労働省)で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。

【隣保事業士資格認定規定 第2条より】

主催: 全国隣保館連絡協議会  
後援: 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 (依頼予定)

## ● 日程

2017年 9月12日(火) ~ 9月16日(土)

※5日間の講習です。原則、全課程を受講できる方に限ります。

## ● 受講料

40,000円

※宿泊費・交通費は含みません。

※詳細は、受講決定通知にてお知らせします。

## ● 定員

50名

## ● 資格認定者

資格認定は、全国隣保館連絡協議会会長が行います。

## ● 申込書受付期間

2017年 7月14日(金)まで

※受講申込書を郵送で提出してください。

## ● 受講者の決定と結果通知

2017年 8月11日(金)までに郵送

※ご自宅に郵送します。8月18日(金)を過ぎても受講決定通知書が届かない場合はご連絡ください。

## ● 受講資格と要件

● 申込みできるのは、次の1~4のいずれかに該当する方です。

- 現任** の隣保館長・職員、または広域隣保事業に従事する方(正規・嘱託・臨時、常勤・非常勤を問わない)。  
→ 通算3年以上隣保事業に従事する方  
→ 通算3年未満の隣保事業従事者は、(別紙)に定める研修会を2回以上受講した方  
もしくは、府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある方
- 過去** に隣保館に従事した経歴のある方、または広域隣保事業に従事した経歴のある方  
(正規・嘱託・臨時、常勤・非常勤を問わない)。  
→ 通算5年以上隣保事業に従事した方  
→ 通算5年未満の隣保事業従事者は、(別紙)に定める研修会を2回以上受講した方  
もしくは、府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある方
- これから** 隣保事業を志す方  
→ (別紙)に定める研修会を4回以上受講した方  
もしくは、府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある方
- その他**  
→ 全隣協が受講を認める方

● 受講の手続き



①～② 受講を希望される方は、2017年7月14日(金)までに、別紙「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、下記の申込先までお送りください。(当日消印有効。郵送のみ受付。)

③～④ 受講申込書の受付後、必要な受講資格の審査を行い、2017年8月11日(金)に結果を本人の自宅に郵送で通知します。(受講決定通知書の郵送)

※ 各府県障協で受講者の把握・集約を必要とする場合は、全障協事務局までご連絡ください。

申込先

全国障保館連絡協議会「障保事業士」資格認定講習事務局  
〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館3階

電話 06-6711-0356/FAX 06-6711-0357

E-mail:zenrinkyou@rinpokan.com

「障保事業士」資格認定講習 カリキュラム

日	10:30～12:00 (開講式10:00～)		昼食	13:00～15:15	15:30～16:30	16:45～17:30	17:45～
	開講式	地域福祉の動向と障保館					
9/12 (火)				障保事業の歴史と概要 その役割について	障保館設置運営資料と 補助制度の概要	地域に 学ぶ	受講生 交流会
9/13 (水)	9:30～10:55	11:10～12:30	昼食	13:30～15:30	15:45～17:30		
	人権運動と障保事業の歴史	人権文化発信の拠点としての障保館		人権啓発の拠点としての障保館	障保事業と社会調査・実態把握について		
9/14 (木)	9:30～11:00	11:15～12:30	昼食	13:30～17:30			
	障保館における地域福祉事業 —まちづくりと障保館—	地域ケアシステム 生活支援 (1部)		地域ケアシステムと生活支援 (2部)			
9/15 (金)	9:30～12:00		昼食	13:00～15:00	15:15～17:00		講 師 受講生 交流会
	コミュニケーションスキル カウンセリングの手法と実践事例			エンパワメント —リソース探しと承認—	ソーシャル・インクルージョンの概念と実践		
9/16 (土)	9:30～11:00	11:15～12:00					
	生活困窮者自立支援法と ホームレス支援	終了式					

※講義内容等は、講師の都合により変更されることがあります。

● 講義の目的・内容

分野・領域	講義目的及び内容	形式	講 師
障 保 事 業 の 概 要	地域福祉の動向と障保館 ・地域福祉の意義と役割について検討し、地域福祉における障保館の重要性について学ぶ	講義	厚生労働省社会・援護局 地域福祉課（依頼中）
	障保事業の歴史と概要その役割について ・日本における障保事業について ・障保館が直面する課題について	講義	全国障保館連絡協議会 常任顧問 中尾由喜雄
	障保館設置運営要綱と補助制度の概要		
人 権 運 動	人権運動と障保事業の歴史 ・部落解放運動の歴史と障保事業のかかわりについて	講義	大阪市立大学 講師 谷元昭信
	人権文化発信の拠点としての障保館 ・人権文化の基本理念とその課題について、障保館に求められていることを探る	講義	公益社団法人 人権啓発センター 専務理事 水口好久
啓 発 事 業	人権啓発の拠点としての障保館 ・障保館が単なる学習の場を提供するだけでなく、障保館だからこそ可能かつ魅力的な人権問題啓発を企画・推進するための基本的な視点と方向性に基づき、具体的な啓発プログラムを検討する	講義 演習	社会学研究者 奈良教育大学 名誉教授 中川喜代子
社会調査事業 実 態 把 握	障保事業と社会調査・実態把握について ・障保館が果たすべき役割の一つである地域の生活実態についての的確な把握のために、障保館職員として求められる社会調査の手法について、基礎的な知識・技能の修得をめざす	講義	社会学研究者 奈良教育大学 名誉教授 中川喜代子
地 域 福 祉	障保館における地域福祉事業—まちづくりと障保館— ・障保館を核とした「まちづくり」への展望について	講義	福祉運動みどりの風 事務局長 大北 規句雄
	地域ケアシステムと生活支援 ・地域を基盤とした福祉の実践・機能と構成について学ぶ	講義 演習	大阪体育大学 社会福祉学部 元教授 大谷 悟
相 談 事 業	コミュニケーションスキル ・コミュニケーションの基本的な考え方と体験（ワーク）を通して技法を学ぶ	講義 演習	四国学院大学 社会福祉学部 教授 島影俊英
	カウンセリングの手法と実践事例 ・実践事例を踏まえカウンセリングの手法について学ぶ		
	エンパワメント—リソース探しと承認— ・相談者が持っている力を引き出すための手法について		
今 日 的 課 題	生活困窮者自立支援法とホームレス支援 ・生活困窮者支援とは（経済的困窮と社会的孤立について） ・ホームレス問題を取り巻く社会のあり方や、そこから見えてきた課題について学ぶ	講義	NPO 法人抱樞 理事長 奥田 知志
ソ ー シ ャ ル ・ イ ン ク ル ー ジ ョ ン	ソーシャル・インクルージョンの理念と実践 ・基本的な考え方を学び、地域における人権と福祉の向上を回る	講義	社会福祉法人 恩賜財団済生会 理事長 炭谷 茂
現 地 学 習	芦屋地域に学ぶ—地域の移り変わりから— ・芦屋市上宮川地区の部落の歴史やこれまでの活動について学ぶ	講義	芦屋市地元運動団体

※講義内容等は、講師の都合により変更されることがあります。

## 隣保事業士資格認定規定

### 【目的】

第1条 福祉の推進と人権課題解決に資する隣保事業の必要な専門職性を向上し、これからの日本社会における「福祉と人権のまちづくり」のノウハウを、隣保事業士を養成することにより広域的に還元するとともに、隣保事業の社会的地位の確立を図ることを目的とする。

### 【隣保事業士の定義】

第2条 隣保事業の歴史をもとに、厚生労働省の隣保館設置運営要綱で定める事業を理解し、事業企画や相談事業、啓発・交流事業、地域福祉の推進など、隣保事業のトータルコーディネーターとしての専門的な知識とスキルを有するもの。

### 【資格認定者】

第3条 資格の認定者は、全国隣保館連絡協議会（以下「全隣協」）会長とする。

### 【資格認定委員会】

第4条 資格認定委員会を次のとおり設ける。

1. 構成
  - ①（内部委員）2名 副会長、他1名
  - ②（外部委員）2名 学識者、関係府県
2. 任務
  - ① 資格認定講習の内容を検討する。
  - ② 資格認定の可否を会長に進言する。
3. 任期  
2年とする。ただし、再任を妨げない。

### 【資格認定の対象者】

第5条 資格認定の対象者は次のとおりとする。

1. 現任の隣保館長・職員、または広域隣保事業に従事する者（正規・嘱託・臨時等の別または常勤・非常勤を問わない）。
2. 過去に隣保館に従事した経歴のある者、または広域隣保事業に従事した経歴のある者（正規・嘱託・臨時等の別または常勤・非常勤を問わない）。
3. 隣保事業を志す者。

### 【資格認定要件】

第6条 資格の取得は第5条に該当する者であって次の要件を満たす者とする。

1. 隣保館に20年以上勤務し、厚生労働大臣表彰を受けた者で、認定申請のあった者。
2. 以下の条に定める、資格認定講習を受講し修了した者。

### 【資格認定講習】

第7条 資格認定講習は各年度に定められた内容で実施する。

### 【資格認定講習の受講要件】

第8条 次のいずれかに該当することを要件とする。

1. 第5条第1項に定める者で、通算3年以上隣保事業に従事する者。
2. 第5条第2項に定める者で、通算5年以上隣保事業に従事した者。
3. 第5条第1項に定める者で通算3年未満の隣保事業従事者、または第5条第2項に定める者で通算5年未満の従事経験者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を2回以上受講した者。
4. 第5条第3項に定める者で、以下「受講する要件となる研修会」に定める研修会を4回以上受講した者。
5. 府県隣保館連絡協議会会長の推薦がある者。
6. その他、全隣協が受講を認める者。

### 【付則】

1. この規則は、2008年4月15日から施行する。
2. 2009年4月1日一部改正する。
3. 2011年4月1日一部改正する。

### ○ 資格認定講習を受講する要件となる研修会

- ① 全隣協が主催する研修会（全国隣保館長研修会／全国女性職員研修会／ブロック別学習会／リーダー養成講座）
- ② ブロック協が主催する研修会（ブロック館長職員研修会／ブロック女性職員研修会）
- ③ 府県隣協が主催する研修会（全府県内の隣保館職員を対象とした研修会で、1開催合計研修時間数が4時間以上で、かつ全隣協が認定したもの）

第54回全国隣保館館長研修会  
開催要綱(案)

2017(平成29)年度



全国隣保館連絡協議会

## 地域共生社会の実現を隣保館から

### 1. 趣旨

- (1) 昨年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえて、隣保館は同和問題解決の拠点施設であることを再確認するとともに、福祉の向上や人権啓発の住民交流の開かれたコミュニティセンターとしての役割について、共通認識をさらに高める。
- (2) 実践報告では、「あしたの隣保館検討委員会報告書(2007.5)」の5つの視点と、厚生労働省地域福祉課から出された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書(2008.3.31)」の内容を基にした事例を研究討議し、隣保館活動をこれからのまちづくりのモデルとして高めていく。
- (3) 取り組みにおけるこれまでの成果と、これからの課題を明らかにするなかで、隣保館として果たすべき役割や、長所を活かすための工夫や方策について、参加者相互による実践交流をさらに深める。
- (4) 今後、国において、「地域共生社会」の実現に向けたさまざまな取り組みが進められることを受けて、本研修会では、その内容について共通理解を深めるとともに、隣保館においても、「地域・人に寄り添う」その第一線機関としてさらに飛躍することをねらいとし、館長・職員並びに隣保事業に関心を持つ関係者の資質とスキル向上を図ることを目的とする。

### 2. 主 催

全国隣保館連絡協議会

### 3. 後 援

※厚生労働省及び関係府県(依頼予定)

栃木県・茨城県・群馬県・埼玉県・千葉県・新潟県・福井県・神奈川県・長野県  
岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県  
和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県  
高知県・福岡県・佐賀県・熊本県・大分県・鹿児島県

### 4. 開催期日

2017(平成29)年10月19日(木)～20日(金)

### 5. 研修会場(19日/全体会 : 20日/分科会・記念公演)

【全体会・分科会(1)・記念公演】

◎「別府市中央公民館」/大分県別府市上田の湯町6-37/電話:0977-22-4118

【情報交換会・分科会(2～6)】

◎「別府亀の井ホテル」/大分県別府市中央町5-17/電話:0977-22-3301

### 6. 参加対象者

- ・隣保館長(館長が欠席の場合はその代理)
- ・関係府県、市町村職員(隣保館運営委員会委員等の隣保館関係者を含む)
- ・全隣協各ブロック事務局担当者、府県隣協事務局担当者
- ・広域隣保活動事業を実施している府県、市町村関係職員
- ・隣保館と連携する関係者(児童館・教育集会所等の関係施設)
- ・隣保事業士及び隣保事業士資格認定講習を受講しようと考えている方

## 7. 開催日程と内容（日程案）

10/19(木)【1日目】		10/20(金)【2日目】																		
午前中	<p>◎分科会運営打合せ会議 (11:30~12:30) →全隣協役員 →分科会関係者 (司会・報告・助言・会場責任)</p> <p>◎昼食（各自）</p>	09:00	<p>⑦分科会(165分：2時間45分) ※6分科会を設定予定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>会場</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講義</td> <td>1. 隣保館活動入門 (新任館長・職員・未受講者)</td> <td>別府市中央公民館</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">実践報告・交流</td> <td>2. 考え・発見する隣保館 【社会調査及び研究事業について】</td> <td>別府亀の井ホテル</td> </tr> <tr> <td>3. 支える・寄り添う隣保館 【相談の取り組みについて】</td> <td>別府亀の井ホテル</td> </tr> <tr> <td>4. つながる隣保館 【地域交流の取り組みについて】</td> <td>別府亀の井ホテル</td> </tr> <tr> <td>5. 見守る隣保館 【地域福祉の取り組みについて】</td> <td>別府亀の井ホテル</td> </tr> <tr> <td>6. 発信する隣保館 【啓発・広報の取り組みについて】</td> <td>別府亀の井ホテル</td> </tr> </tbody> </table>			会場	講義	1. 隣保館活動入門 (新任館長・職員・未受講者)	別府市中央公民館	実践報告・交流	2. 考え・発見する隣保館 【社会調査及び研究事業について】	別府亀の井ホテル	3. 支える・寄り添う隣保館 【相談の取り組みについて】	別府亀の井ホテル	4. つながる隣保館 【地域交流の取り組みについて】	別府亀の井ホテル	5. 見守る隣保館 【地域福祉の取り組みについて】	別府亀の井ホテル	6. 発信する隣保館 【啓発・広報の取り組みについて】	別府亀の井ホテル
				会場																
講義	1. 隣保館活動入門 (新任館長・職員・未受講者)	別府市中央公民館																		
実践報告・交流	2. 考え・発見する隣保館 【社会調査及び研究事業について】	別府亀の井ホテル																		
	3. 支える・寄り添う隣保館 【相談の取り組みについて】	別府亀の井ホテル																		
	4. つながる隣保館 【地域交流の取り組みについて】	別府亀の井ホテル																		
	5. 見守る隣保館 【地域福祉の取り組みについて】	別府亀の井ホテル																		
	6. 発信する隣保館 【啓発・広報の取り組みについて】	別府亀の井ホテル																		
	11:45	<p>分科会終了 ※昼食は各自でおとりください。 (全隣協で弁当等の手配はしておりません)</p>																		
13:00	(受付開始)																			
14:00	<p>①開会行事(45分) *主催あいさつ *来賓あいさつ 厚労省 大分県 別府市 *全隣協永年勤続表彰式(15分)</p>	13:00	<p>⑧記念公演(90分程度) 「生笑一座」による公演 NPO法人 抱樸</p> <p>別府市中央公民館</p>																	
		14:30	<p>⑨閉会行事(10分) ・全体総括等(役員から)</p> <p>別府市中央公民館</p>																	
14:45	<p>②行政説明(45分) 演題：(仮称)「我が事・丸ごと」の地域 づくりにむけて 講師：厚生労働省地域福祉課(依頼予定)</p>	14:40	参加者アンケート回収／全日程終了																	
15:30	(休憩／15分)																			
15:45	③基調(15分)																			
16:00	<p>④実践報告(45分) 演題：(仮称)地域共生社会をめざす「地 域食堂」ネットワークの取り組み 講師：川口 寿弘さん (鳥取市中央人権福祉センター)</p>																			
16:45	<p>⑤特別報告(45分) 演題：「部落差別解消推進法」の具体化に 向けて～隣保館の役割～(仮称) 講師：中尾 由喜雄 (全隣協常任顧問兼事務局長)</p>																			
17:30	(終了・事務連絡)																			
18:30	<p>⑥情報交換会 ※会場移動(別府亀の井ホテル) ※20:30 終了予定</p>																			

## 8. 参加申込み（参加資料代・情報交換会・宿泊）について

(1) 研修会への参加費は次のとおりです。

- 参加資料代 : 一人、3,000円
- 情報交換会参加費 : 一人、5,000円



○斡旋する施設の宿泊費 : 一人、5,700円～9,000円(1泊朝食付き)

(2) 申込方法

①参加者は、8ページ目の「第54回全国隣保館長研修会 参加申込書」に必要事項を記入し、**9月11日(月)までに各府県隣協事務局へ**お申し込みください。また、参加費等の納入については、各府県隣協事務局の指示に従ってください。

\*分科会は、一つの分科会に希望者が集中した場合、第2希望の分科会に変更・調整させていただきますので、あらかじめご了承ください。

②各府県隣協事務局は、参加者名簿を取りまとめ、**9月15日(金)までに「ゆふ旅行株式会社」へ、FAXまたは郵送で提出**してください。

また、府県隣協事務局組織のないところの参加者についても、「参加申込書」を9月15日(金)までに、「ゆふ旅行株式会社」へ、FAXまたは郵送でお送りください。

◎ **ゆふ旅行株式会社 【担当：那須(なす)・恒任(つねとう)】**

〒879-5506 大分県由布市挾間町挾間620-1 リングファイブ105  
FAX (097) 578-8422

③上記参加表作成に伴う個人情報、研修会参加者用名簿作成のみに使用し、本研修会以外の目的で使用することはありません。

(3) 変更・取消について

申込み後に変更・取消が生じた場合、参加者は、速やかに各府県隣協事務局へご連絡をお願いします。(府県隣協事務局は、その旨をゆふ旅行株式会社に連絡してください)

取消に伴う返金は、研修終了後とさせていただきます。また、返金手数料はお客様負担となりますので予めご了承ください。

解除期日	14～6日前まで	7～2日前まで	前日	当日・無連絡
取消料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	宿泊料の100%

※取消料計算の基準日は、FAXの通信日となります。休業日および18:00以降の営業時間外に着信があった場合は、翌営業日が基準日となります。予めご了承ください。

(4) 宿泊について

◆宿泊日 : 2017年10月19日(木)

◆宿泊料金 (シングル1泊朝食付、税金・サービス料込/お一人様)

◆個人勘定及びこれに伴うサービス料・諸税は各自ご精算願います。

◆宿泊施設名・申込記号・料金等

申込記号	ホテル名	部屋タイプ	宿泊料金	会場・駅までの所要時間
A	ホテルアーサー	シングル	9,000円	会場より徒歩8分 別府駅より徒歩2分
B	別府亀の井ホテル	シングル	8,000円	会場より徒歩4分 別府駅より徒歩5分
C	西鉄リゾートイン別府	シングル	8,000円	会場より徒歩13分 別府駅より徒歩8分
D	グッドイン別府	シングル	6,000円	会場より徒歩15分 別府駅より徒歩15分
E	別府フジヨシホテル	シングル	5,700円	会場より徒歩7分 別府駅より徒歩1分

①申込書には、ご希望のホテルの申込記号をご記入ください。前・後泊希望がある場合は、申込書備考欄にご記入ください。

②宿泊はお申込み順にて手配させていただきます。(※必ず第2希望までご記入ください。)客室には限りがあり満室となった場合、他ホテルへ変更をお願いすることもございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。禁煙・喫煙ルームともお部屋に

限りがございます。ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。

## 9. 各分科会の事例発表について

- ①内容は、「分科会のねらい」に基づき、「現状におけるこれまでの成果」と「今後に向けた課題と方向性」（取り組んでいること、取り組めていないこと等）を必ず明らかにするとともに、「やっています。」「～やりました。」という事業内容の羅列ではなく、館が取り組んだ（関わった）事業に焦点を当てた内容とすること。
- ②また、「隣保館利用者の声」（隣保館の存在で助けられたこと等）を掲載すること。
- ③発表時間は、40分程度とする。（時間は分科会打合せ会議で調整可能）
- ④発表原稿は、内容の概略または要旨を【用紙サイズ：A4サイズで4枚程度／文字数と行数：43字×43行／文字大きさ10.5ポイント／文体：「です・ます調」で統一】にまとめ、プリントアウトした原稿とデータを合わせて、**9月19日（火）までに全隣協事務局**へ送付（又はメール送信）すること。（発表館が確定次第、全隣協から直接依頼文をお送りします）

**郵送の場合** 〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15  
大阪府社会福祉会館内3階 全国隣保館連絡協議会事務局

**メールの場合** zenrinkyou@rinpokan.com

## 10. 表彰行事

隣保館勤続10年以上を対象にした「全隣協永年勤続表彰行事」を設定しますので、被表彰者は、本研修会にご参加ください。なお、被表彰者名簿は、5ページに記載しています。

## 11. 運営組織

### (1) 全隣協研修実行委員会

第54回全国隣保館長研修会の開催計画並びに運営・経理・業務・その他に責任を持ち、構成は全隣協常任理事会の構成員をもってこれにあたる。

### (2) 分科会運営打ち合わせ会議

- ・日 時 10月19日(木) 午前11時30分～12時30分（予定）
- ・場 所 大分県別府市「別府市中央公民館」（研修会場内の予定）

## 12. その他

本研修会は、隣保事業士資格認定講習を受講する要件となる研修会に該当します。

## お問い合わせについて

- (1) 研修会運営面に関するお問い合わせは、「全隣協事務局」（担当：中川・中本）へお願いします。
- (2) 研修会(全体会・分科会含む)、宿泊、情報交換の取消・変更に関するお問い合わせは、「ゆふ旅行株式会社」（担当：那須、恒任）へお願いします。

### **(1) 運営面（分科会の変更含む）に関する問い合わせ**

#### ○担当／全国隣保館連絡協議会（中川・中本）

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館内  
電 話／(06) 6711-0356 FAX／(06) 6711-0357  
メールアドレス zenrinkyou@rinpokan.com

### **(2) 参加・宿泊・情報交換会の取消・変更に関する問い合わせ**

#### ○担当／ゆふ旅行株式会社（那須・恒任）

〒879-5506 大分県由布市挾間町挾間620-1 リングファイブ105  
電 話／(097) 583-5770 FAX／(097) 578-8422

2017年度「全隣協永年勤続表彰者」名簿

NO	都道府県	名前	隣保館名
1	長野県	高橋 まり子	佐久市望月人権文化センター
2	長野県	工藤 奈津子	長野市大豆島隣保館
3	三重県	水越 綾子	伊勢市黒瀬市民館
4	三重県	小森 延子	伊勢市黒瀬市民館
5	滋賀県	井上 とく枝	草津市立常盤東総合センター
6	京都府	山内 美恵子	亀岡市立東部文化センター
7	京都府	栃下 八千代	南丹市日吉興風交流センター
8	京都府	足立 貴代美	綾部市人権福祉センター綾部会館
9	大阪府	上西 藍	茨木市立沢良宜いのち・愛・ゆめセンター
10	大阪府	北場 好信	茨木市立総持寺いのち・愛・ゆめセンター
11	大阪府	山口 珠美	吹田市交流活動館
12	兵庫県	土井 秀人	姫路市立下構総合センター
13	兵庫県	長谷 都子	姫路市立上手野総合センター
14	兵庫県	福岡 加美	姫路市立実法寺総合センター
15	兵庫県	鎌田 二三枝	姫路市立長野総合センター
16	兵庫県	今田 桂子	明石市立松陰厚生館
17	兵庫県	亀尾 京子	西脇市立黒田庄隣保館
18	兵庫県	山内 美奈子	佐用町立隣保館
19	和歌山県	宮本 武蔵	有田市立砂浜会館
20	和歌山県	芝 大樹	御坊市立湯川文化会館
21	和歌山県	廣畑 実千代	湯浅町立野下・出水文化会館
22	鳥取県	古田 泰子	鳥取市気高人権福祉センター
23	鳥取県	中前 茂美	南部町宮前隣保館
24	島根県	石飛 典子	大田市おおだふれあい会館
25	島根県	岡村 肇	益田市人権センター
26	広島県	花岡 美紀	呉市広会館
27	広島県	谷脇 亜梨砂	呉市広会館
28	広島県	塚迫 徳美	呉市音戸会館
29	香川県	杉本 知巳	さぬき市立辛立文化センター
30	愛媛県	藤本 拓也	松山市中島ふれあいセンター
31	愛媛県	富阪 誠二	八幡浜市神宮通り福祉会館
32	愛媛県	中野 美晴	内子町うちこ福祉館
33	福岡県	奥永 利幸	田川市上伊田隣保館
34	福岡県	藤井 美和子	飯塚市筑穂人権啓発センター
35	福岡県	芳中 誠	桂川町人権センター
36	福岡県	原口 幸子	糸島市人権センター
37	福岡県	尾形 由里	宮若市向田隣保館
38	福岡県	中道 万喜	嘉麻市立うすい人権啓発センターあかつき
39	福岡県	久松 吏栄	鞍手町舟川隣保館

(敬称略)

	分科会	分科会のねらい	報告・講師	助言・総括	司会	記録
講座	1. 隣保館活動入門 【新任館長・職員対象】	●隣保館の社会的使命や役割、隣保館職員としての心構えについて、共通理解を深めよう (隣保館経験1～2年以内の新任館長・職員、または過去に隣保館活動入門講座を一度も受講したことがない館長・職員を対象)	中尾 由喜雄 (全隣協常任顧問)	/	京都府／綾部市 人権福祉センター 物部会館 (全隣協常任理事)	全隣協
	2. 考え・発見する 隣保館 【社会調査及び研究事業について】 ※会場責任：九州B	●地域課題を把握するために必要な取り組みをとおして、【①現状での成果・②今後に向けた課題と方向性】を明らかにし、実践交流を深めよう	和歌山県／新宮市 野田隣保館  福岡県／嘉麻市 嘉穂隣保館		福岡県／嘉麻市 嘉穂隣保館 (全隣協副会長)	佐賀県／伊万里市 伊万里市隣保館 (全隣協常任理事)
実践報告・交流	3. 支える・寄り添う 隣保館 【相談の取り組みについて】 ※会場責任：東日本B	●当事者支援を積極的に行っている取り組みをとおして、【①現状での成果・②今後に向けた課題と方向性】を明らかにし、実践交流を深めよう	新潟県／新発田市 新発田市隣保館  兵庫県／尼崎市 地域総合センター南武庫之荘	和歌山県／和歌山市 平井文化会館 (全隣協副会長)	兵庫県／たつの市 たつの市立 総合隣保館 (全隣協常任理事)	埼玉県／加須市 田ヶ谷総合センター
	4. つながる隣保館 【地域交流の取り組みについて】 ※会場責任：四国B	●館利用者や各種団体等とのつながり、ネットワークをいかした講習講座(自主サークル含む)や啓発・交流イベント等の取り組みをとおして、【①現状での成果・②今後に向けた課題と方向性】を明らかにし、実践交流を深めよう	徳島県／徳島市 不動文化会館  大分県／○○○ ○○○	徳島県／阿南市 新野隣保館 (全隣協副会長)	三重県／津市 白山市民館 (全隣協常任理事)	
	5. 見守る隣保館 【地域福祉の取り組みについて】 ※会場責任：中国B	●訪問活動、巡回活動、デイサービス等の取り組みや、さまざまな居場所づくりを積極的に行っている取り組みをとおして、【①現状での成果・②今後に向けた課題と方向性】を明らかにし、実践交流を深めよう	山口県／○○○ ○○○  香川県／東かがわ市 人権センター大内交流館	鳥取県／鳥取市 中央人権福祉センター (全隣協常任理事)	香川県／坂出市 西庄文化センター (全隣協常任理事)	
	6. 発信する隣保館 【啓発・広報の取り組みについて】 ※会場責任：近畿B	●館だより、広報、インターネット等を活用した情報発信の場づくりを積極的に行っている取り組みをとおして、【①現状での成果・②今後に向けた課題と方向性】を明らかにし、実践交流を深めよう	福井県／○○○ ○○○  島根県／大田市 おおだふれあい会館	福井県／美浜町 小倉会館 (全隣協副会長)	島根県／松江市 菅田会館 (全隣協常任理事)	

※上記、「実践報告・交流(2～6)」については、1分科会につき発表は2本とし、「あしたの隣保館検討委員会報告書(2007.5)」と厚生労働省地域福祉課から出された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書(2008.3.31)」を踏まえた内容、また、生活困窮者自立支援法に関連した取り組み内容も含めて、各ブロック内で協議・調整すること

※各分科会担当は、2017年7月3日時点の内容です(調整中含む)

< 報告内容の概要 > ※2017年7月3日現在

	分科会	報告・講師	報告概要 (コメント)	
講座	<b>1. 隣保館活動入門</b> <b>【新任館長・職員対象】</b>	中尾 由喜雄 (全隣協常任顧問)	日本の隣保事業の歴史から、貧民救済(福祉)と人権運動がどのような関わりを持ってきたのかを検証。さらに戦後、隣保館が被差別部落に多く建てられた経過を同和行政の流れとともに振り返り、これからの隣保館が求められている役割を明らかにする。	
	<b>2. 考え・発見する隣保館</b> <b>【社会調査及び研究事業について】</b>	和歌山県／新宮市 野田隣保館 福岡県／嘉麻市 嘉穂隣保館	近年の福祉行政へのニーズの高まりは多様化しており、従来にも増して福祉行政の各分野への関心が高まっているなかで、地域福祉推進啓発事業の取り組みによって、地域内の一人ひとりに対して福祉サービスの内容についての理解を深め、地域に根差した福祉施策を推進し、地域福祉の拡充を図る。	
実践報告・交流	<b>3. 支える・寄り添う隣保館</b> <b>【相談の取り組みについて】</b>	新潟県／新発田市 新発田市隣保館 兵庫県／尼崎市 地域総合センター南武庫之荘	阪神淡路大震災後のボランティア団体が母体となって尼崎市で誕生したNPO法人が、指定管理者として『地域住民をはじめ市民の交流を促進及び人権啓発意識の普及高揚を図る』センターをめざして2年間に取り組んだ事例(施設・設備の修理改善、指定事業の拡充、多文化多世代共生社会、新規来館者を増やすなど)と、指定管理期間の残り2年間で取り組む今後の課題について。	
	<b>4. つながる隣保館</b> <b>【地域交流の取り組みについて】</b>	徳島県／徳島市 不動文化会館 大分県／〇〇〇 〇〇〇		
	<b>5. 見守る隣保館</b> <b>【地域福祉の取り組みについて】</b>	山口県／宇部市 宇部市隣保館上宇部会館 香川県／東かがわ市 人権センター大内交流館	1998(平成10)年3月地域住民の要望により増築された上宇部会館別館において、上宇部地域交流事業(隣保館デイサービス事業)が、地域住民相互のふれあい・交流により同和問題を解決することを目的に同年4月から開始されました。この事業の今日に至るまでの成果と今後の課題について報告いたします。	
	<b>6. 発信する隣保館</b> <b>【啓発・広報の取り組みについて】</b>	福井県／〇〇〇 〇〇〇 島根県／益田市 益田市人権センター	2016(平成28)年12月、地域において人権問題に取り組む団体、企業、行政等が結集し、様々な人権課題について、地域の現状と課題を提起する第9回「いのち・愛・人権展」を開催し、広く情報発信を行った。この開催を通して得られた成果と、今後の課題を報告する。	

(宿泊施設と研修会場周辺地図)



番号	会場	住所／電話番号	アクセス／備考
①	<b>別府市中央公民館（別府市公会堂 1 階）</b> ○10/19：開会行事・行政説明・基調 実践報告・特別報告 ○10/20：分科会(1)・記念公演・閉会行事	〒874-0908 別府市上田の湯町 6-37 電話：0977-22-4118	別府駅より歩約 10 分
② B	<b>別府亀の井ホテル</b> ○10/19：情報交換会 ○10/20：分科会(2)～(6)	〒874-0936 別府市中央町 5-17 電話：0977-22-3301	会場より徒歩 4 分 別府駅より徒歩 5 分 (無料駐車場 300 台)
A	<b>ホテルアーサー</b>	〒874-092 別府市北浜 1-2-5 電話：0977-25-2611	会場より徒歩 8 分 別府駅より徒歩 2 分
C	<b>西鉄リゾートイン別府</b>	〒874-0920 別府市北浜 2-10-4 電話：0977-26-5151	会場より徒歩 13 分 別府駅より徒歩 8 分
D	<b>グッドイン別府</b>	〒874-0945 別府市浜町 10 番 電話：0977-22-3001	会場より徒歩 15 分 別府駅より徒歩 15 分
E	<b>別府フジヨシホテル</b>	〒874-0933 別府市野口元町 1-3 電話：0977-23-3384	会場より徒歩 7 分 別府駅より徒歩 1 分

2017.6.12 第1回実行委員会

---

## 第54回全国隣保館職員近畿ブロック研修会 開催要綱(案)

---

研究討議テーマ

地域共生社会の実現を隣保館から



全国隣保館連絡協議会  
全隣協近畿ブロック協議会

## 1. 趣 旨

- (1) 昨年12月16日に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえて、隣保館は同和問題解決の拠点施設であることを再確認するとともに、福祉の向上や人権啓発の住民交流の開かれたコミュニティセンターとしての役割について、共通認識をさらに高める。
- (2) 実践報告では、「あしたの隣保館検討委員会報告書(2007.5)」の5つの視点と、厚生労働省地域福祉課から出された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書(2008.3.31)」の内容を基にした事例を研究討議し、隣保館活動をこれからのまちづくりのモデルとして高めていく。
- (3) 取り組みにおけるこれまでの成果と、これからの課題を明らかにするなかで、隣保館として果たすべき役割や、長所を活かすための工夫や方策について、参加者相互による実践交流をさらに深める。
- (4) 今後、国において、「地域共生社会」の実現に向けたさまざまな取り組みが進められることを受けて、本研修会では、その内容について共通理解を深めるとともに、隣保館においても、「地域・人に寄り添う」その第一線機関としてさらに飛躍することをねらいとし、館長・職員並びに隣保事業に関心を持つ関係者の資質とスキル向上を図ることを目的とする。

## 2. 主 催

全国隣保館連絡協議会・全隣協近畿ブロック協議会

## 3. 後 援 ※依頼予定

厚生労働省

関係府県(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)

## 4. 開催期日・場所

(1) 開催期日 2017年 11月 9日(木)

(2) 場 所 解放県民センター光荘 滋賀県大津市におの濱4-1-14

TEL 077-522-8253(代表)

## 5. 参加対象

- ・近畿各府県隣保館職員、府県・市町村隣保館所管課職員
- ・近畿ブロック協議会内、府県隣協事務局担当者等
- ・隣保館と連携する関係者(児童館・教育集会所等の関係施設)
- ・広域隣保活動事業を実施している府県、市町村関係職員
- ・隣保館運営に関心を持つ方(隣保館運営委員会等の構成メンバー)
- ・隣保事業士および隣保事業士認定講習を受講したいと考えている方



## 6. 研修日程

- 9:30 受付 【第12回全国隣保館だよりコンテスト一次審査・投票】
- 10:00 開会行事  
 ・主催者挨拶  
 ・来賓あいさつ（滋賀県）  
 ・全隣協永年勤続表彰行事  
 ・基調提案
- 10:45 休憩（舞台転換）
- 11:00 全体会
- 12:30 昼休憩
- 13:30 分科会 ※当日の分科会の変更はお断りします。
- 16:30 閉会（分科会ごとに閉会）

## 7. 研究討議テーマと内容 ※参加される方は、別添「基調」を必ず読んでご参加ください。

### 【研究討議テーマ】

地域共生社会の実現を隣保館から

【全体会：            】

--

### 【分科会】

分科会	研究討議内容／講師・発表館
第1分科会 隣保館活動入門 【新任職員対象】	隣保館の社会的使命や役割、隣保館職員としての心構えについて、共通理解を深めよう（新任職員対象：隣保館経験1～2年以内の方を対象）
講師：中尾 由喜雄（全隣協常任顧問兼事務局長）	
第2分科会  【実践報告・交流】	
報告1 事例発表館： 表 題： 概 要：	

報告 2 事例発表館： 表 題： 概 要：	
第 3 分科会  【実践報告・交流】	
報告 1 事例発表館： 表 題： 概 要：	
報告 2 事例発表館： 表 題： 概 要：	
第 4 分科会  【実践報告・交流】	
報告 1 事例発表館： 表 題： 概 要：	
報告 2 事例発表館： 表 題： 概 要：	

## 8. 実行委員会の構成と運営

- (1) 近畿ブロックにおける実行組織は、全隣協の委任を受けた近畿ブロック責任者を委員長とし、全隣協近畿ブロック協議会役員及び府県隣協事務局並びに関係府県職員をもって構成する。
- (2) 実行委員会は全隣協の委任を受け、近畿ブロックの地域性に基づき、研修会の企画、運営、会計処理及び会場設営の一切の責に任ずる。
- (3) 実行委員会に事務局を置く。事務局は開催地府県隣協事務局と近畿ブロック事務局が相互に機能を分担して実務を処理する。
- (4) 本研修会の経費は、全国関係府県・政令指定都市・中核市から全隣協への「第 54 回全

国隣保館職員研修会負担金」の全隣協からの配当予算の範囲で執行し、会計は事務局が担当する。

## 9. 参加申込みについて

- (1) 参加費 3,000円(資料代含む)  
弁当代 1,000円(事前申込者のみ)
- (2) 参加者は、要綱最終項：様式(参加申込書)により、10月13日(金)までに加盟府県隣協にお申込ください。個人(隣保事業士)や府県隣協に加盟していない施設は、直接、近畿ブロック事務局へお申込みください。(※現任の隣保事業士は、府県隣協を通じてお申込ください。)
- (2) 参加費及び昼食代の納入については、各府県隣協事務局の指示に従ってください。
- (3) 参加申込み後に変更が生じた場合は、速やかに府県隣協事務局へ連絡してください。

## 10. その他

- (1) 本研修会は、「隣保事業士」資格認定講習を受講する要件となる研修会に該当します。
- (2) 第11回全隣協フォトコンテスト一次審査の実施について

### 【審査・投票】

- ・日 時 11月9日(木) 9:00~16:30(研修受付~研修終了時間)
- ・場 所 解放県民センター光荘 / 3階「 」
- ・審査方法 第54回全国隣保館職員ブロック別研修会参加者全員による投票。  
一人につき5作品を選び、投票する。  
(展示作品は、当該ブロック内の応募作品)

- (3) 全隣協永年勤続表彰行事について
  - ・隣保館勤続10年以上を対象にした「全隣協永年勤続表彰行事」を設定します。
  - ・表彰対象職員がおられる市町村については、当該職員(P●参照)の本研修会への参加について、特段のご配慮をお願いします。

## 11. 問い合わせ先・送付先

全隣協近畿ブロック研修実行委員会事務局

〒542-0012 大阪市中央区谷町7-4-15 大阪府社会福祉会館3階

電話 06-6711-0356 FAX 06-6711-0357

## 12. 研修会場案内（地図）

JR「膳所」駅・京阪「膳所」駅 より北東へ約1km  
 近江バス・京阪バス「馬場一丁目」バス停より北東へ約250m

